

市営江上町住宅建替事業 要求水準書 新旧対照表

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前（令和6年5月17日公表）	修正後（令和6年6月3日公表）
1	本編	2	2	1	(2)					事業対象区域	(文末に追記)	なお、令和7年12月末まで、市が別途発注する江上庁舎と旧保健所解体工事の車両通行のため、本住宅敷地の一部(別添資料⑩-2斜線部分)が使用不可となります。(敷地の使用範囲や期間について解体工事業者との協議は可)
2	本編	9	2	4	(2)					適用基準	(文末に追記)	チ 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課) ツ 工事監理ガイドライン(国土交通省)
3	本編	21	3	4	(5)					市によるモニタリング	(文末に追記)	オ 市は、モニタリングその他事業者からの報告及びその確認等の実施を理由として、その全部又は一部について何らの責任も負わないものとする。
4	本編	21	3	4	(6)					その他関連事項	エ 市は、上記の基本設計、実施設計、設計住宅性能評価の取得、設計段階における各種申請手続、市によるモニタリング等の報告の受領、確認の実施により、設計の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。	—
5	本編	21	3	4	(6)					その他関連事項	オ 要求される性能が確実に設計に反映されるよう、余裕を持ったスケジュール管理を行うこと。	エ 要求される性能が確実に設計に反映されるよう、余裕を持ったスケジュール管理を行うこと。
6	本編	21	3	4	(6)					その他関連事項	カ 設計業務による提出書類(成果品)については、市の指定する様式等にて提出すること。	オ 設計業務による提出書類(成果品)については、市の指定する様式等にて提出すること。
7	本編	22	3	5	(1)					解体の対象	(主な既存住宅等の概要表)表中の「物置6」の行	—
8	本編	23	3	5	(1)	ウ				解体の対象	なお、上記の契約変更の対象以外の部分については、 <u>現地と別添資料とが一致しない場合(既存住宅の寸法の違い等)であっても、契約変更の対象としない。</u>	なお、上記の契約変更の対象以外の部分については、 <u>事業契約書に定めるとおりとする。</u>

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前（令和6年5月17日公表）	修正後（令和6年6月3日公表）
9	本編	23	3	5	(3)	ウ				既存住宅等の解体撤去工事	また解体撤去時に、貸出資料⑦「アスベスト含有材使用状況調査結果」で示されていないアスベスト含有材が検出された場合においても、その処理費用については、すべて入札金額に含まれるものとする。	—
10	本編	23	3	5	(3)	エ				既存住宅等の解体撤去工事	また解体撤去時に、貸出資料⑧「市営江上住宅1・2号棟シーリング材PCB調査報告書」で示されていないPCB含有材が検出された場合のその処理費用、及びPCB含有材の運搬等の市への引き継ぎする費用については、すべて入札金額に含まれるものとする。	—
11	本編	24	3	5	(6)					市によるモニタリング	(文末に追記)	エ 市は、モニタリングその他事業者からの報告及びその確認等の実施を理由として、その全部又は一部について何らの責任も負わないものとする。
12	本編	25	3	6	(1)	ア				施工管理	(カ) 酒造用地下水保全に関して灘五郷酒造組合と建設工事に関する協議を行い、要望事項に沿った適切な施工方法や工法を採用すること。なお、別途発注により設置した旧保健所跡地の浅井戸は本事業において再利用できる。	(カ) 酒造用地下水保全に関して灘五郷酒造組合と建設工事に関する協議を行い、要望事項に沿った適切な施工方法や工法を採用すること。
13	本編	26	3	6	(3)					建設段階における各種申請手続	エ 市は、上記の整備住宅等の建設工事、建設住宅性能評価の取得、建設段階における各種申請手続等の報告の受領、確認の実施により、建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。	—
14	本編	27	3	6	(6)					市によるモニタリング	(文末に追記)	ケ 市は、モニタリングその他事業者からの報告及びその確認等の実施を理由として、その全部又は一部について何らの責任も負わないものとする。
15	本編	28	3	7	(1)	ア				基本的事項	ア 事業者は、工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。	ア 事業者は、工事監理者を専任(既存住宅等の解体撤去工事の際は専任不要)で配置し、工事監理業務を実施させること。
16	本編	28	3	7	(1)	イ				基本的事項	イ 工事監理者は通常の工事監理業務のほか、公共住宅建設工事共通仕様書に規定する「監督職員」の業務に準ずる業務、事業費内訳書の検討及び報告等も行うものとし、解体撤去業務及び建設業務が要求水準に基づき適切に行われていることを確認すること。	イ 工事監理者は通常の工事監理業務のほか、「事業費内訳書の検討及び報告等」「工程表の検討及び報告」「施工計画の検討及び報告」「事業と事業契約との照合、確認、報告等」「前払い、部分払いの確認及び報告」も行うものとし、解体撤去業務及び建設業務が要求水準等に基づき適切に行われていることを確認すること。
17	本編	28	3	7	(2)					市によるモニタリング	(文末に追記)	エ 市は、モニタリングその他事業者からの報告及びその確認等の実施を理由として、その全部又は一部について何らの責任も負わないものとする。

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前（令和6年5月17日公表）	修正後（令和6年6月3日公表）
18	別添資料	3								別添資料③-1既存建物構造種別図(本住宅)	—	表題及び枠を追加
19	別添資料	3								別添資料③-1既存建物構造種別図(本住宅)	物置6:LG	—
20	別添資料	3								別添資料③-1既存建物構造種別図(本住宅)	防災倉庫(2棟)移転対象(解体対象外)	図の引き出し線の位置を変更。
21	別添資料	4								別添資料③-2既存建物構造種別図(本住宅)	(表中)物置6の行	—
22	別添資料	4								別添資料③-2既存建物構造種別図(本住宅)	(表中)屋外施設計 住棟面積 建築面積 約210.84㎡ 住棟面積 延べ床面積 約210.84㎡	(表中)屋外施設計 住棟面積 建築面積 約207.48㎡ 住棟面積 延べ床面積 約207.48㎡